

増えています…

農地の貸し借りに関するトラブル！

農地の貸し借りを口約束(契約者なし)で行っていませんか？ 口約束での契約は、契約内容がはっきりしないため、トラブルが発生する恐れがあります。農地の貸し借りをを行う際には正規の手続きを行い、契約内容をお互いに守るなど、トラブルに巻き込まれないようにしましょう。

【問い合わせ】農業委員会事務局(☎282-1711 内線1227)

—農家の皆さん、こんな農地はありませんか？—

- 手続きが面倒なので、昔から手続きをせずに農地を貸して(借りて)いる。
- 手続きをしてあるのかも分からない農地を貸して(借りて)いる。
- 親戚・知人に信頼だけで貸して(借りて)いるので、手続きをしていない。
- 農作業受委託であるにもかかわらず、地主が相手方から賃借料をもらっている。
- 転作・税金等の関係があるので手続きをしていない。



⚠ 手続きをせず、“口約束”での貸し借りがきっかけで、地主と借り手の思いに食い違いが…

地主の思い

農地を返して
ほしいけど、
どうすれば…

- ▼貸している農地を売りたいけど、賃借人(借り手)の同意が必要になるかも…。
- ▼農地をいつ返してくれるのか不安…。
- ▼相続が発生したとき、その土地は…。
- ▼離作料を請求されてしまったら…。
- ▼農地を返してもらう場合、農地法の許可が必要になるのかな…。



借り手の思い

いきなり、農地を返せと
言われたら…

- ▼いつ地主から「農地を返してくれ」と言われるか不安…。
- ▼地主が耕作できないので、ボランティアのつもりで耕作してやっているのに、何が悪い！
- ▼賃借料を支払っているのだから、地主に文句は言わせない！
- ▼農地を遊ばせておくよりはいいだろう。



農地の“時効取得”をご存じですか？

農地の賃借権の時効取得とは…

正規の手続きをせずに20年以上にわたって農地の貸し借りが行われていた場合、民法により、賃借権を賃借人が取得することがあります。

この場合、いざ農地を売ったり、貸したりしようとするときに賃借人の同意が必要となったり、印鑑代(離作料)を請求されたりする場合があります。

話し合い等が上手くいかず裁判になると、膨大な裁判費用が掛かったり、貴重な時間を費やすこととなったり、地主・賃借人それぞれにとって相当な負担を強いられることになってしまいます。

トラブルを防ぐために、農地の手続きは…

農業経営基盤強化促進法に基づく

正規の手続きで行いましょう！

- ◇公的機関(市町村・農業委員会・農地中間管理機構・農地利用集積円滑団体)が仲介するので、安心して農地の貸し借りができます。
- ◇契約期間が終了すれば、離作料を支払うことなく、自動的に地主に農地が返ってきます。
- ◇要件に該当すれば、助成金制度の活用ができます。
- ◇手続きが非常に簡単で、手数料等は一切掛かりません。

これで、
安心！



農地の利用権設定(農地の貸借)の申し込みを受け付けます！

農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、市街化調整区域の農地を借りて、生産性の高い農業経営を目指す農家等を対象に、農地の利用権設定(農地の貸借)の申し込みを受け付けます。

申し込み・問い合わせ▼農業委員会事務局(役場行政棟2階 内線1227)備え付けの申請書に必要事項を記入の上、9月20日(水)～22日(金)に、申し込みください。なお、申請書は村公式ホームページからもダウンロードできます。※次回は、11月21日(火)～24日(金)(11月23日(木・祝)を除く)を予定しています。